

意見募集要領

地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメントを実施します。

市では、東大和市立桜が丘図書館及び東大和市立清原図書館（以下「地区館」という。）における開館日及び開館時間等の拡大を行うにあたり、地区館への指定管理者制度導入の準備を進めています。

その準備の一環として、東大和市立図書館条例の一部改正を行う必要がありますが、このたび、同条例の一部改正についての骨子等を取りまとめましたのでお知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。骨子に対する意見につきましては、今後文書課の条例審査を受け、正式な条例改正案を作成して行く際の参考とさせていただきます。

意見の提出方法等は次のとおりです。

1 条例の名称

東大和市立図書館条例

2 東大和市立図書館条例の一部改正の背景及び基本的な考え方

東大和市立桜が丘図書館及び東大和市立清原図書館（以下「地区館」という。）の開館日及び開館時間については、かねてから拡大の要望が市民等から寄せられており、また、隣接市の地区館の開館日等と比較しても差があるため、改善が必要となっていました。

市立図書館では、検討を始めるにあたり、厳しい財政事情のため新たな人員や経費の増が見込めない中、社会状況や地域の実情に見合った開館日及び開館時間はどのような内容とすべきかをまず定めることにしました。そして、東大和市立図書館協議会からの答申や、隣接市の状況及び利用者アンケート等を参考に、見直し案を次のように設定しました。

- (1) 清原図書館の休館日を週1日とする。
- (2) 桜が丘図書館の夜間開館を週2日実施する。
- (3) 祝日（年末年始を除く）は開館する。

また、見直し内容を実現する方策として、「現体制（直営）での見直し」と「指定管理者制度の導入」の両面について、平成28年10月から具体的な検討を行い、結果としては、現体制（直営）での見直しについては困難であり、指定管理

者制度を導入し、民間のノウハウを活用すれば可能であると判断しました。

この検討結果については教育委員会の承認後、市長へ報告し、指定管理者制度の導入の準備をさらに進めることとしました。

以上のことを踏まえ、東大和市立図書館条例に指定管理者制度を導入するための必要事項を定めるとともに、東大和市立図書館条例の内容を整理するため一部改正を行うものです。

※ 指定管理者制度とは、平成15年の地方自治法改正により導入された制度で、公の施設の管理を、権限を含めて民間事業者に委ねることができる制度です。開館日等のサービスの拡大や民間ノウハウの活用が期待できるなどのメリットがありますが、制度の導入については慎重論もあります。

なお、公立図書館の利用については、図書館法で無料と定められており、指定管理者制度の導入により、資料の貸出が有料となることはありません。

○多摩地域における図書館への指定管理者制度の導入自治体

立川市／青梅市／東久留米市／稲城市／武蔵野市／昭島市／奥多摩町

○東大和市における指定管理者制度導入の状況

市民会館／市民体育館等体育施設／高齢者在宅サービスセンター〔2箇所〕／高齢者ほっと支援センター〔1箇所〕

3 資料の概要

- (1) 東大和市立図書館条例の一部改正の背景及び基本的な考え方
- (2) 東大和市立図書館条例の一部改正の骨子
 - ア 開館時間及び休館日について
 - イ その他同運営規則から同条例に移行する事項について
 - ウ 指定管理者制度の導入に係る事項について
- (3) 経費抑制及び事業者の選定
- (4) 今後のスケジュール（予定）

4 条例の一部改正の骨子等の閲覧方法

- (1) 市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧： 社会教育部中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館

5 パブリックコメントについて

- (1) 意見を提出できる方
 - ① 市内在住の個人
 - ② 市内に事業所等を有する個人
 - ③ 市内に事業所等を有する法人等

- ④ 市内在勤の個人
- ⑤ 市内在学の個人
- ⑥ 当該条例の一部改正に利害関係があると認められる個人
- ⑦ 当該条例の一部改正に利害関係があると認められる法人等

(2) 意見提出期間

令和2年9月7日（月）から令和2年10月6日（火）まで（必着）

※ 休館日を除く。ただし、中央図書館は、9月21日及び22日以外の休館日についても意見の受付・閲覧は可能です。その場合、図書館東側の通用口（青いとびら）でインターホンにより職員を呼び出してください。

(3) 意見の提出先、方法及び提出様式等

① 提出先

社会教育部中央図書館

② 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- 書面の持参 社会教育部中央図書館
- 郵送 〒207-0015 東大和市中央3-930
東大和市社会教育部中央図書館宛て
- FAX 042-564-2425
- 電子メール chuo@lib.higashiyamato.tokyo.jp

③ 提出様式等

様式自由（別紙「意見書参考様式」を適宜利用してください。）

なお、提出にあたっては、次の区分により提出者に係る必要事項を明記してください。

提出者区分	必要事項
市内在住の個人	住所及び氏名
市内に事業所等を有する個人	事業所等の名称、所在地及び氏名
市内に事業所等を有する法人等	事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
市内在勤の個人	勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
市内在学の個人	在学する学校の名称、所在地及び氏名
当該条例に利害関係があると認められる個人	利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
当該条例に利害関係があると認められる法人等	利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

(4) 提出された意見を公表する時期

受付けた意見の概要や意見に対する市の考え方は、令和2年12月を目途に市公式ホームページで公表する予定です。(住所、氏名等の個人情報は除きます。)

(5) 注意事項

① 次の意見は受け付けできません

- ・ 提出期間終了後に提出された意見
- ・ 電話及び窓口での口頭による意見
- ・ 提出者に係る必要事項(5(3)③参照)の記載のない意見

② 受付けた意見に対する個別の回答は行いません。